

入会金及び会費規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人広島県建設工業協会定款第7条の規定に基づき、入会金及び会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 入会金は、1万円とする。

(会 費)

第3条 会費は、会員の種別に応じて、次のとおりとする。

- (1) 正会員 会員の完成工事高の平均を基礎として、理事会において定めた額とする。
- (2) 賛助会員 理事会において定めた額とする。
- (3) 準会員 理事会において定めた額とする。

(会費の納期)

第4条 会員は、前条で定めた会費の額の2分の1に相当する額を、上半期、下半期の二半期ごとの請求書に基き納入するものとする。

(中途入会の会費)

第5条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、月割として入会の翌月から当該事業年度末までの月数に相当金額とする。

(資格喪失に伴う会費納入義務等)

第6条 会員が事業年度の途中において退会するときは、その退会した月までの期間に相当する会費を納入しなければならない。

- 2 会員が納入した入会金及び当該事業年度において既に納入した会費については、これを返還しない。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

第3条に定める正会員の理事会において定めた額

別表

等級	月額会費	年間完成工事高
1級	32,000円	1,000億円以上
2級	29,000円	100億円以上～1,000億円未満
3級	27,000円	30億円以上～100億円未満
4級	20,000円	10億円以上～30億円未満
5級	11,000円	3億円以上～10億円未満
6級	5,000円	3億円未満